

地域包括支援センター協力機関

「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定の為に必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援すること」を目的とし、地域での総合相談窓口としての役割を担っていきます。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、地域住民とネットワークを構築し、認知症の理解や高齢者虐待の予防に努めます。

様々な課題に対応できるように、自己啓発を含め専門性を高める為に学習し、適切な制度やサービスの情報提供を行い、関係機関に繋げていきます。

1. 要援護高齢者への対応

- (1) 地域の総合相談窓口として、各種相談業務、福祉サービスの紹介や利用に対する助言、福祉サービスの申請代行を行います。
- (2) 自立した高齢者・特定高齢者に対しては、地域支援事業サービスの紹介や介護保険サービスの説明等を行い、利用に際しての助言や申請の代行を行います。
- (3) 幅広い関係機関等の連携を強化し、高齢者虐待の予防、早期発見、認知症等の援護を要する高齢者及び擁護者への支援、並びに要援護高齢者等の消費者被害の防止を図ります。
- (4) 地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにする為、できることはできる限り自分で行うことを基本としつつ、高齢者の主体的な活動と参加の意欲を高めることを目指します。

2. 在宅サービスに向けた援助

- (1) 要介護認定希望者やそのご家族に対して、要介護認定申請方法の助言等を行います。
- (2) 利用者一人一人について、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関又は介護保険制度の利用につなげる支援が必要かを判断し、個々の状況や変化に応じて継続的にフォローアップしていきます。
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業の利用に際しての説明と助言を行います。

3. 角野地域との連携

- (1) 社会福祉協議会角野支部・民生委員・見守り推進員・連合自治会員・老人クラブ等と連携し、地域住民との信頼関係の構築に努めます。
- (2) 角野地域の各種団体が主催する行事には積極的に参加し交流を図ります。
- (3) 角野校区地域ケアネットワーク推進協議会の事務局として、地域の各種団体と連携を図りながら、地域福祉事業を推進していきます。また、第2層協議体設置に関し協力をを行います。
- (4) 地域支援事業の実施に向け、地域住民が生活支援の担い手となるような取り組みを行います。
- (5) 「すみの見守り SOS ネットワーク協議会」の事務局として、認知症になっても安心して生活できる地域作りを推進していきます。
- (6) 地域包括ケアシステムの構築に向け、地域でのネットワークを強化するとともに「ケア会議」を開催し、多機関による協働的視点を通して問題解決に努めます。